

作業環境評価基準別表第5号(石綿)の規定の 適用に関する「ただし書」について

平成 16 年 10 月 1 日付け厚生労働省告示第 369 号の前文に、表 1 のような「ただし書」が記載されております。

表 1 平成 16 年厚労省告示第 369 号 前文中のただし書

ただし、この告示による改正後の作業環境評価基準別表第5号の規定の適用については、当分の間、同号中「を除く」とあるのは、「(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされたものを除く。)を除く」とする。

この「ただし書」最後の部分は、『・・・によりなお従前の例によることとされたものを除く。』を除く』とする。』となっていて、この中で何を規定しているのかよく判りません。そこで、この文章を解きほぐして、具体的な文言を入れて行くことにしました(なお、記載内容に何度も重複した箇所が出てきますが、これは、できるだけ判り易いように、少し丁寧に書いたためですのでご了承下さい)。

表1を具体的に示すと表2のようになります。

表2 「ただし書」を具体的にした形

5.石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)

管理濃度:5µm以上の繊維0.15本/cm³(改正前は2本/cm³)

については、当分の間

5. 石綿(アモサイト及びクロシドライト(労安法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号)附則第3条の規定によりなお従前の令によることとされたものを除く。)を除く)

とする。

ここで、平成7年1月25日付け政令第9号の附則第3条を見ると、表3のように記載されております。

表 3 平成 7年政令第 9号附則第 3条

(アモサイト等に係る作業主任者等に関する経過措置)

旧令別表第3第2号4又は37に掲げる物(新令第16条第1項第4号又は第5号に係るものに限る。)で、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に製造され、又は輸入されたものに対する労働安全衛生法(以下「法」という)第14条、第57条、第65条第1項及び第66条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

この附則第3条の内容を具体的に書き直すと、表4のようになります。

表 4 附則第3条を具体的にした場合

アモサイト又はクロシドライトで、平成7年4月1日前に製造され、又は輸入されたものに対する

法第14条 作業主任者の選任

法第57条 表示等の事項

法第65条第1項 作業環境測定及びその結果の記録

法第66条第2項 医師による特別の項目についての健康診断

の規定の適用については、なお従前の例による。

従って、「ただし書」(表2)で、「なお従前の例によることとされたもの」とは、「アモサイト又はクロシドライトで、平成7年4月1日以前に製造され、又は輸入されたもの」ということになります。

以上の経過を踏まえて、別表第5号の項を整理すると、その評価基準は、「当分の間」表5のようになります。

表5 別表第5号の評価基準(1)

物の種類	管理濃度
5.石綿(アモサイト及びクロシドライト(アモサイト又は クロシドライトで、平成7年4月1日以前に製造され、 又は輸入されたものを除く。)を除く。)	5μm以上の繊維として 0.15本/cm³

表 5 の第 5 号 (石綿)の「物の種類」の記載内容は、大分具体的になりましたが、これでもなお理解しにくいので、「石綿」、「アモサイト」、「クロシドライト」の関係を図で示すと図 1 が得られます。

石 綿 (C) アモサイト 及びクロシド ライト以外の 石綿	(A) アモサイト又はクロシドライトで 平成 7 年 4 月 1 日以前に製造され 又は輸入されたもの	管理濃度 5 μ m 以上の繊維として 0.15 本/cm ³
管理濃度 5 μ m 以上の 繊維として 0.15 本/cm ³	又はクロシドライト されているの ついての管理	するものは製造又は輸入が禁止 つで存在しない。従ってこれに 濃度の規定は必要ない

図1 石綿に関する分類とその管理濃度

この図1の分類に基づき、その記号を使って別表第5号を書き直すと、表6のようになりますので、 最終的には、表7に集約されます。

表6 別表第5号の評価基準(2)

物の種類	管理濃度
5.石綿(<u>アモサイト及びクロシドライト(A を除く</u>)を除く。 (これは B を示している)) 5μm以上の繊維として 0.15本/cm³

表7 別表第5号の評価基準(3)

物の種類	管理濃度
5.石綿(B を除く。)	5μm以上の繊維として 0.15本/cm³

ここで、「B を除く。」の意味は、「B は製造も輸入も禁止されているので存在していない。従って、その評価基準は規定する必要がないから、除くこととする。」ということだと考えられます。

以上、長々と述べてまいりましたが、最終的に、告示第369号前文中の「ただし書」は、

石綿の中でもアモサイトとクロシドライトは特に有害なので、平成7年4月1日以降はその使用を禁止している。従って、その使用に当っての作業環境評価基準を規定する必要はない(「アモサイト及びクロシドライトを除く」で差支えない)。しかし、実際には、平成7年4月1日以前に製造され又は輸入されたアモサイト又はクロシドライトは、建築物の壁や天井などに使用されているので、そのような建築物が残っている間(即ち、「当分の間」)は、そのような施設の保守、改修、又は撤去などの工事に際しての作業環境評価基準を規定しておく必要があり、その管理濃度等は、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿と同様に、「5μm以上の繊維として0.15本/cm³」とする。

と解釈してよいと考えます。

生態の哲学

レイチェル・カーソンが「沈黙の春」を雑誌「ニューヨーカー」に掲載されたのは、1962年の6月であるから43年前のことである。この本はDDTなどの農薬や殺虫剤が大量に使用されている結果、生態系に異変が生じていることを告発したもので、化学物質が生態系や人間にどんな影響が出るのかと言う事を鋭く問いかけた最初のものである。この警告はアメリカ社会に大きな反響を呼び起こし、この本は日本でも10年位前から多く読まれるようになり、環境問題を考える古典として愛読されている。

さて、今回はこのレイチェル・カーソンに影響を与えたといわれる人物、文学者であり、自然、人生、社会革命など、広いテーマをめぐる興味深い作品を残している、ヘンリー・ディビット・ソローについて触れてみたい。ソローは、1817 年アメリカのボストンの近くの町コンコードに生まれた。奇しくもこの町には、偉大な文豪であり、思想家である、あの有名なR・W・エマーソンが1803 年に生まれていた。エマーソンは「人間の神聖を思想の中心」におき、徹底した個人主義で楽天主義者である。つまり頑強な人間主義者ということである。エマーソンが「自然論」を出版した当時ソローは19歳であった。14歳年下のソローがエマーソンの思想的影響を十分に受けていたであろうことは想像に難くない。

ソローはハーバード大学を卒業後教師になったが、学校の方針(ムチ打ち)に抵抗したソローは兄と一緒に森に入って自然に親しむようになった。このあり様を綴ったのが著書「森の生活」である。彼は五官のすべてを使って野生の生物の全てを知り尽くそうと試みた。時には、野生のりんごやドングリ、ハックスベリー、樺の樹液などを口にしながら、そしてはいつくばってアリの影を追うような散策も続けた。(田園散策のナチュラリスト「H・D・ソロー」より)。まさに、エマーソンの、「あらゆる理性でもって自然の正確な読み取りをしよう」という言葉を実践したことになる。

ソローもエマーソンと並ぶ頑強な人間主義者であった。なぜなら、ソローは「議事堂の前で男や女や子供たちが牛馬のように売り買いされる」奴隷制度に真っ向から抗議し、「人頭税」の支払いを拒否して投獄された。その投獄体験はソローの著書「市民の反抗」から知ることができる。

その当時のアメリカはイギリスの産業革命の影響を受けて、物質主義と金権主義がはびこり始めていた時期でもある。

エマーソン、ソロー、カーソンの系図の先を遡るとトルストイ、ガンジーとなる。この思想的系図を見ていると、環境問題の根本的思想が見えてくるように思える。 (鹿田)

[おわりに]

以上、「法令の内容を解釈して行く手順」を辿って解説を試みました。

それにしても法令というものは、随分まわりくどい言い方をするものです。以前に出されている法令との整合性とか、「抜けたもの」がないようにするためと思われますが、読む方は大変です。

解釈の手順としては、「法令用語」を理解した上で、「法文の組み立て方」、「上位法令」又は「改正前の条文」との関係、「改正時の条、項、号の変更手順」等を頭において、一言一句を詳しく辿って行くことが大切です。そしてその後で、必要でない文言を簡略化(場合によっては記号で置き換えるのも有効)して行くと理解度が高まります。以上参考にして戴ければ幸いです。

0pera

1年ほど前からオペラに嵌っている。

といっても歌劇のオペラではなくパソコンソフトの話だ。現在インターネットの閲覧に使うブラウザはマイクロソフト社の「インターネットエクスプローラ(IE)」がダントツの主流である。これはパソコンを買えば問答無用で付いてきて手間が無く、しかも無償で使える。可もなく不可もないから多くの人がそのまま使っているのだ。しかしここでちょっと視野を広げ、他のソフトを使ってみると意外な快感が待っている(かもしれない)。

オペラ(Opera)はそんな少数派ブラウザの一つ。ノルウェーのメーカーで開発され、日本語版は昨年プロ野球騒動で話題となったライブドアが扱っている。

IE との大きな違いは「タブブラウザ」である点だ。デスクトップに複数のページを置いておく必要があるとき、IE では新たにウインドウを開くが、オペラでは一つのウインドウ内でタブを切替えて表示できる。エクセルの「シート」を思い浮かべればいい。デスクトップにウインドウが散らかるのに比べて明らかに表示がスッキリする。もちろんウインドウを複数表示することも可能なので、並べて見比べるときも困ったりはしない。

そしてオペラ最大の売りはマウスを使ったショートカット。中でも感動的なのがページの「戻る」「進む」をマウスの指先で操作できることだ。前のページに戻るのは、右ボタンを押しながら左クリック。次のページに進むのは、左ボタンを押しながら右クリック。いちいちカーソルを矢印に移動する必要がない。これに慣れると他のブラウザは使えなくなるほど気の利いた操作性である。

惜しむらくはこのソフトが有償ということであるが、公式サイトでは無償バージョンも配布していて、こちらでソフトを試すことができる。基本機能や試用期間に制限がない代わり、ウインドウ上部にバナー広告が表示されるのだ。実は私が使っているのはこの無償バージョン。バナーさえ気にならなければ十分実用に耐えられると思う。

利点ばかり書き並べたが、サイトによっては上手く表示されないページも存在する。ネットショップやバンキング等は、そのサイト自身がオペラ対応で作られていないと使えない。 このあたりが少数派ブラウザには痛いところだ。

オペラの話ばかりで申し訳ないが、他にも魅力的なブラウザはたくさんある。インターネットの情報を頼りに自分の感性に合ったものを探してみるのも楽しい。 与えられたもので不都合はなくても、 たまには他の製品に目を向けてみるのも悪くないだろう。

きっと、小さな、新しい世界が覗けるはずである。 (今村)

環境法令等の動き < 抜粋 > (H16.9.30 ~ H16.12.27)

整理 番号	月日	区分・番号	名 称・内 容
番号 1		文部科学省環境省告示第1号	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針はじめに 1.環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進(平成15年法律第130号参照)に関する基本的な事項 (1)私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全 (2)取組の基本的な方向環境保全の意欲の増進についての取組の方向環境教育の推進方策についての取組の方向環境教育の推進方策についての取組の方向環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 (1)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に当たっての基本的な考え方環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に当たっての基本的な考え方環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策学校、地域、社会等幅広い場における環境教育職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育、社育成、人材認定事業の登録及び情報提供拠点機能整備国民、民間団体、事業者による土地等の提供に対する支援各主体間の連携、協働の在り方の周知情報の積極的公表国際的な視点での取組 3.その他の重要事項 (1)各主体間の連携、協力政府と国民、民間団体、事業者との連携、協力政府と国民、民間団体、事業者との連携、協力政府と地方公共団体との連携強化関係所省の連携強化
2	9.30	文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省、 環境省令 第1号	人材認定等事業に係わる登録に関する省令 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成 15年) まま (130 号) の規定に基づく、人材育成に係る事業(育成事業) また、認定に係る事業(認定事業) について申請書の様式、記載事項、添付書類登録基準等を規定した
3	10.1	厚生労働省 告示第 368 号	作業環境測定基準の一部改正 ・粉じん作業場における作業環境測定に用いる「分粒装置」の透過率特性を示す計算式及び図の改正(吸入性粉じんの粒経が従来の7.07m(100%カット)から4m (50%カット)に変更されたことによる)・施行期日:平成17年4月1日(別紙参照)
4	10.1	厚生労働省 告示第 369 号	作業環境評価基準の一部改正 ・労働安全衛生法に基づく作業環境測定における作業環境評価基準」が改正され、21 項目の評価基準が厳しくなり、さらに1項目(三酸化砒素)が追加された ・施行期日:平成17年4月1日(別紙参照)

整理番号	月日	区分・番号	名 称・内 容					
5	10.20	日本工業規格 (経済産業省)	標準仕様書 (TS) の公表について 1 . TS 名称及び番号 JIS TSQ 0009					
			環境マネジメント - ライフサイクルアセスメント - データ記述 2 . 意見提出先 経産省産業技術環境局内 2 箇所					
6	10.20	官報資料版 (No.2388)	【首都圏白書のあらまし】 序 章 トピックで見る首都圏この一年 第一章 首都圏整備をめぐる最近の動向 第一節 首都圏の居住構造の変化 第二節 首都圏の圏域形成の現状と今後の課題 第三節 首都圏における女性の働き方 第四節 首都圏につくる水と緑と生き物の環 第二章 首都圏の現況 第一節 人口・世帯数の状況 第二節 活力創出に資する機能の状況 第三節 活力創出に資する機能の状況 第三節 個人主体の多様な活動の展開 第四節 環境との共生 第五節 安全・快適で質の高い生活環境の整備 第六節 将来に引き継ぐ社会資本の整備 第三章 首都圏整備の推進 第一節 首都圏整備計画の推進 第二節 首都圏整備計画に基づく主要な事業の実施状況					
7	10.27	環境省令第24号	資料:首都圏整備に関する各種データ 廃掃法施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正:以下の各事項を規定した ・廃棄物を燃焼する際の外気に関する注意事項 ・一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造 ・一般廃棄物の埋立地に関する保有水等から滲出することを防止するための遮水工、集排水設備、滲出液処理設備、地表水の流入を防止する設備 ・上記設備に関する措置として、放流水及び周辺の地下水の水質基準・公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合 ・生活環境に及ぼす影響についての調査が省略できる場合 ・ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設の要件並びに技術上の基準及びダイオキシン類に関する事項 ・以上に関する記録事項 ・運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準・運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準・再用2.0以下の硫酸ピッチを指定有害廃棄物とする ・指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の基準、収納容器、保管、収集、運搬、処分等に係る基準					

整理番号	月日	区分・番号	名 称・内 容					
			2 . 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の 基準を定める省令の一部改正					
			・第1条第2項一般廃棄物の最終処分場に係る維持管理の技術上の基準に「残余の 埋立容量について、1年に1回以上測定し、かつ記録すること」を追加する					
			・別表第 1 の「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項を次のように改める					
			ほう素及び 海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつき、当 その化合物 分の間、ほう素 50 mg以下、海域に排出されるもの1L につき、ほう素 230 mg以下					
			ふっ素及び 1L につきふっ素 15 mg以下 (海域以外の公共用水域に その化合物 排出されるものは、当分の間、適用するものとする)					
			アンモニア アンモニウ ム化合物 亜硝酸化合物 一一でである。当分の間、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200 mg以たった。					
			Mp 施行期日: 平成 16 年 10 月 27 日					
			ただし、「1、廃掃法施行規則の一部改正」に関しては経過措置あり(詳 細は当該官報参照)					
8	10.27	環境省告示第63号	指定有害廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 1 . 焼却は備を用いて焼却する方法 2 . 中和設備を用いて中和する方法					
9	10.27	環境省告示第64号	指定有害廃棄物に係る基準の検定方法					
			廃掃法施行規則第 12 条の 31 第 2 項に掲げる基準 (水素イオン濃度 : pH) の検定方法は、JIS K0102 の 12.1 に定める方法 (ガラス電極法) によるも のとする					
10	10.28	国土交通省令 第93号	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部改正 1.海洋汚染防止法施行規則の一部改正					
		75 75 1 75 75 1 75 75	・題名の「海洋汚染」の後に「等」を入れる					
			・第2章の4を第2章の5とし、第2章の3の次に第2章の4として船舶からの排出ガスの放出の規制(第12条の17の6-第12条の17の15:燃料油関連、揮発性物質関連事項)を加える					
			・第1節船級協会の事業に放出量確認等に係る船級協会の登録(第37条の3の2-					
			第37条の3の5)を加える					
			・その他 2.海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術 上の基準を 定める省令の一部改正					
			・第10章 大気汚染防止検査対象設備 (第41条~第45条) 第11章 雑則 (第46条)					
			を加える 3.海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則の一 部改正					
			・放出ガスに関する事項等 4.海洋汚染防止法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正 5.海洋汚染防止設備形式承認規則の一部改正 6.小型船舶検査機構に関する省令の一部改正					
			7 . 小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令の一部改正 8 . 船舶法施行規則の一部改正					
			附則 (第1条~第48条まで)					

整理	月日	区分・番号	名称・内容
<u>留与</u> 11			土壌汚染対策法に基づく指定機関を指定した件
	10.20	次次自口为(A)00 马	当該指定機関として75機関を指定した
		11月	環境関連の法令の動きなし
12	12.3	政令第381号	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部改正
		(経済産業省)	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書付属書 E のゲル-プ に属する特定物質の製造については、全て経済産業大臣の許可を要する こととした。また、指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置の期間を 平成 19 年 12 月 31 日まで延長する
13	12.8	環境省告示第76号	ダイオキシン類の濃度の算出方法の一部改正
			平成 16 年 10 月 27 日付環境省令第 24 号にて「ガス化改質方式の焼却施設」に電気炉等を用いた焼却施設が加えられたことに伴う改正(電気炉に関するダイオキシン類の計算はガス化改質方式の場合と同様の算出方法による)
14		厚生労働省 経済産業省	化審法第4条第1項の規定に基づき化学物質を同項第3号に該当すると判定 した件
		環境省 告示第8号	新規化学物質の製造又は輸入の届出があったものの中、「自然作用による化学的変化は 生じにくいが、人の健康を損うおそれがないもの」であって、かつ、「動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの」と判定した158物質の名称を公示した
15	12.15	政令第395号 (国土交通省)	都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 施行期日:平成16年12月17日
16 17 18	12.15	政令第396号 (国土交通省) 政令第397号 (国土交通省) 政令第398号 (国土交通省)	都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 1. 都市緑地保全法施行令の一部改正関係 ・題名を「都市緑化法施行令」に改める ・緑地保全地域等における各種の行為について規定した ・緑化地域内における緑化率規制等について基準を規定した 2. 都市公園法施行令の一部改正関係 ・立体都市公園の設置基準 ・公園施設の建ペい率制限 ・工作物等の保管等の手続 3. 首都圏及び近畿圏における近郊緑地特別保全地域内の土地の買入れ等に要する費用の補助率を10分の5.5とする 4. 都市計画法施行令中の関連事項の改正 5. 施行期日:平成16年12月17日 景観法の施行期日を定める政令 施行期日:平成16年12月17日 景観法施行令 ・公共の用に供する施設として、下水道、緑地、運河、水路及び防水又は防砂の施設を規定した
			・特定公共施設として、土地改良法による土地改良施設、下水道法による 下水道等を規定した ・景観計画に関する各種行為及び基準等を規定した
19	12.15	政令第399号 (国土交通省)	景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令 ・都市計画法施行令の一部改正 ・都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正 ・都市緑地施行令の一部改正 ・都市公園法施行令の一部改正 ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正 以上何れも、景観法及び同施行令に関連する事項の改正 ・施行期日:平成16年12月17日

整理番号	月日	区分・番号	名 称・内 容				
20	12.15	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省第3号	ダム事業並びに堰事業に係る環境影響評価を合理的に行うための指針等を定めた省令の一部改正				
21	12.15	農林水産省令 第96号	林道の開設又は改良の事業に係る環境影響評価を合理的に行うための指針等を定めた省令の一部改正				
22	12.15	農林水産省 国土交通省令 第3号	公有水面の埋立又は干拓の事業に係る環境影響評価を合理的に行うための指針等を定めた省令の一部改正				
			以上何れも都市緑地保全法等の一部改正(平成 16 年法律第 109 号)に伴う字句等の改正				
23	12.15	農林水産省 国土交通省令 第4号	都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令 景観重要樹木の指定の基準、指定の手続き等を規定した				
24	12.15	農林水産省 国土交通省 環境省令 第1号	景観行政団体及び景観計画に関する省令 ・景観行政団体となる市町村の公示 ・景観計画は、計画図及び計画書により表示する ・景観重要公共施設の管理者との協議 ・住民等による提案				
25	12.15	国土交通省令 第 100 号	都市緑地保全法施行規則等の一部改正 ・題名を「都市緑地法施行規則」に改める ・建築物の緑化率等に関する事項を規定 ・建築物の緑化率の算定となる緑化施設の面積 ・緑化施設の工事の認定の手続 ・特別緑地保全地区における行為の許可の申請等の手続 その他、関連する施行規則、省令等の一部改正				
26	12.15	国土交通省令 第 101 号	景観法施行規則 ・景観計画区域内における行為の届出等 ・景観重要建造物の指定に関する基準等 ・景観重要樹木の指定に関する基準等 ・管理協定に関する基準等				
27	12.16	省令2、告示7	何れも、容器リサイクル法に関する「比率、率、量」等の一部改正				
28	12.17	内閣府令第100号	防衛庁が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価を合理的に行うための指針を定めた省令の一部改正				
29	12.17	経済産業省令 第 116 号	発電所の設置又は変更の工事の事業並びに(独)中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価を合理的に行うための指針を定めた省令の一部改正 以上何れも都市緑地保全法等の一部改正(平成16年法律第109号)に伴う字句等の改正				
30	12.20	環境省告示 第 78 号	作物残留に係る農薬登録保留基準の改正 削除3項目(ジメピペレート、ブタフェナシル、アザフェニジン) 試験法削除 3項目(項目は上と同じ)				
31	12.20	環境省告示 第 79 号	水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正 削除1項目(ジメピペレート) 追加1項目(エチプロール:0.1mg/L) 試験法 削除1項目、追加1項目(項目はそれぞれ上と同じ)				

整理番号	月日	区分・番号	名 称・内 容
32	12.27	環境省令第30号	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 1.第2条(測定方法)に排出ガスを測定する方法として次の2方法を加える イ ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法 ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 2.ばいじん及び焼却灰その他のもえがらに含まれるダイオキシン類の測定方法は次の何れかとする (1)高分解能 GC/MS 法で環境大臣が定める方法 (2)1のイ又は口の方法で環境大臣が定める方法 3.1のイ又は口の方法で環境大臣が定める方法 3.1のイ又は口の方法で測定されるダイオキシンの量は、当該測定量をもってダイオキシン類の毒性等量に換算したものとする 4.廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準:3ng/g(測定方法は上記2による)
33	12.27	環境省告示第80号	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法 上記環境省令第30号の2、(1)高分解能GC/MS法による測定方法を別表で規定 (1)試料採取 (2)試料の前処理 (3)同定及び定量

代作三昧(その1)

もう30年近くも昔のことですから、時効も成立していることだろうと思いますが、ある年の暮れ、年賀状を書いていると、姪の高校生から電話が掛かってきました。「冬休みの宿題で、『和歌』を作って行かなくてはならないので、おじちゃんに助けて欲しい」とのことです。

もとより私も、「和歌」なんか作ったことがないのに、「どうして私が...」と聞いてみると、「時々、詩や随筆を書いてるみたいだし、結婚式でのスピーチも上手だから」ということ。彼女の両親はもちろん、近くに「和歌」に「ゆかり」のある人が見当たらないので、私にお鉢が回ってきたらしいのです。

私はどちらかというと、「和歌」よりも省略の厳しい「俳句」の方が好き(といっても1年に1~2句位)なのですが、お正月のお屠蘇でも飲みながら作ってみる気になって、ついつい引き受けてしまいました。

さて、年も明けて元日、二日と「和歌」が重くのしかかってきます。こちらの休みも無くなってしまうので、本気で「和歌代作」に取り組むことにしました。

まず、姪の代りに作るのですから、女子高生の心境にならなくてはなりません。そこで創造性工学の研修会で習ったシネクティクスという手法を使うことにしました。これは、今対象にしている人あるいは物になり切って問題を考える手法です。つまり私は、15 才の女子高生に身を置きかえて、まわりを見回したわけです。

そして、生け垣の向うを通る着物姿の娘さんを見て、 まず第1首、

さざんかの 花咲ける道 振袖の

ひと 女性あでやかに 通りすぎたり

「あでやか」は「艶やか」にしたかったのですが、女子高生の学力を考えて平假名にしました。

第2首は、姪の学校が大船観音の近くの高台にある ことから、富士山とモノレールを見て通学している筈 なので、

モノレール 消え行く先に 富士の嶺の

雪白くして 初日照り映ゆ

「映ゆ」は少し難しいかとも思いましたが、ここはこれしかないので…。

もうこれ位でと思ったのですが、サービスにもう一 首ひねり出しました。

丁度その頃、姪の家で飼い始めた子犬を題材に、 寒々と 背中丸めて 小さき犬は

耳動かしぬ 霜の降る音に

「丸めて」は「まろめて」と読んで欲しいところですが、ルビは振らずに彼女にまかせました(3首の中では、これが一番好き)。

姪は、国語の時間にほめられて、皆の前で読まされた上に、和歌のクラブに勧誘されそうになって、慌てて断ったとのことでした。

人間、全く経験したことがない事でも、追い詰められると何とかなるものですね。(藤井)

『たまには晴耕雨読』(「続・解体新書」改め) No.44

(前回のあらすじ) キャンセル待ちでゲットしたコンサートのチケットを手に、幼い娘を知人に預け、長野県松本市に向かった筆者とその女房。そのコンサートとは、小澤征爾氏が総監督を務めるサイトウキネンフェスティバルという音楽祭。手元のチケットはそのメインプログラムで、音楽祭の最後を飾るプラチナチケットだった...。

いつか着るだろうと買っておいた勝負服(赤いノースリーブのワンピースで、Gianfranco Ferre 製)に着替えた女房と、松本駅前からバスで長野県松本文化会館へと向かった。以前来た時は(この音楽祭に来るのは2回目)、駅前からタクシーで行ったものだが、そこは地球温暖化に配慮して、いや本当は経費節約のため、今年は公共交通機関を使うことになった。そもそも、この音楽祭に来ること自体、我が家の家計としては予定外の出来事であり、昨夜の宿は中央高速道路のサービスエリアで車中泊という、徹底的な節約ぶりだ。夏のボーナスは、とうの昔に住宅ローンの返済に充てられているため、筆者が「へそくり」にととっておいた永年勤続賞(勤続 20 年)を、しぶしぶながらつぎ込まざるをえない...(泣)。

会場へと向かうバスは、勝負服のおば様達と、そのご主人とおぼしき方で通勤ラッシュさながらの超満員。筆者が混雑で閉口するなか、気合の入った女房殿は、身長 170cm 超 + ハイヒールの高みから、周囲のおば様たちのファッションチェックに余念がない。

松本文化会館は、信州大学のキャンパスの隣にあり、女鳥羽川沿いの緑に囲まれた清々しい雰囲気のホールだ。入口前では、記念写真を撮っている方が多く、普段なら写真を撮られることを嫌う女房も、さすがに勝負服と会場の雰囲気の前では、モデルよろしく、はいチーズ。ロビーでは、過去の音楽祭の歴史やパネル写真が展示され、地元産のワインが振舞われている(なんと、無料!)。開演までのひと時、ワインを片手に、しばし写真鑑賞と洒落こむ。

さて、いよいよ開演。普通なら、指揮者が舞台の下手から颯爽と登場するのだけれど、サイトウキネンオーケストラの場合、指揮者の小澤征爾氏は、楽員と一緒に登場し、チューニングの間やることがなく、舞台をウロウロとするのである。(詳しくは、「松本にブラームスが流れた日」小澤幹雄著 新潮社) 私達は、楽員の中にお気に入りの演奏家を見つけては、「うぁー、本物の宮本文昭(オーボエ奏者)だ~。」とか、「う~ん...エヴァレットファースのティンパニは、神の一手だよね!」などと興奮しながら、あっという間にカーテンコールとなる。

会場の外は夕暮れ時。興奮さめやらぬ筆者は、「よし、二次会だ~。へい、タクシー」と質素倹約もどこへやら、俄然気が大きくなる。行き先は、あらかじめ調べておいた馬刺しを扱う割烹料理屋。せっかく、松本まで来たのだから、名物の馬刺しを食べたいと思うグルメごころに、女房も大賛成。暖簾をくぐると、先客がちらほらといる程度で、「らっしゃい!」という板前が、ちらりと女房の勝負服を見るなり、ああサイトウキネンの客だなと納得している様子。



名物馬刺し

なにはともあれ、名物の馬刺し、タタキ、炙り焼き...と数品を注文し、地酒を冷でいただくことにする。馬肉の妖艶な赤色と器の白色とのコントラストが美しく、やや薄めの肉厚だが、そこそこに「サシ」が入っていて、「うまいね~」と流石は信州の馬肉に大満足。さて、次は「タテガミ」でもいってみようかと、お品書きを眺めていると、女房殿が、「お金が足りない。1万円札だと思ったら、5千円札よ。」と。レジにはカード不可の表示。そ、そんな馬鹿な...。(石)

<パズル&クイズ>

[今回の問題]

昨年中に起きたいろいろな「出来事」を読み込んだ「創作四字熟語」が、新聞に載っておりましたので、これを一寸拝借して、問題にしてみましたが如何でしょうか。 次のA群の創作四字熟語に対応するものを、B群から選んで下さい。

A群			B群		
たいふうじょうりく 台風常陸	th だいいちぐう 仙台一遇	1	^{きんぎんどう だ} 金銀銅多	ホ	tole たくま 接者多熊
^{さんさん} く ど 惨三九度	ょんきま 様様様様		きせいかんち 嬉声韓話	^	るけん ぶっ 露見風呂
ぁとね ごりん 後寝五輪	Th ちそうぞう 天地騒々	八	ふうしん か ざん 風震火山	۲	さいたあんだ 咲多安打
ふとうひょう じ不湯 表示			か でんしんすい 家田浸水		

〔前回の解答〕

(1)この問題は、その昔、中学校の受験勉強で一所懸命に解いた問題と同じです。 スタートの合図から、北島選手がゴールするまでの時間は1分0秒08です。 従って、その時間の間に、ハンセン選手がどの位の距離を泳いだかを計算すればよいことになります。 ハンセン選手の速度は、100/60.25 (m/秒) 1分0秒08の間に泳いだ距離は、

(100/60.25) x 60.08 99.72 (m) 従ってその時の2人の差は

> 100m 99.72m = 0.28m <u>答 28 cm</u>

(2)()内が正解です。

ラストシーンが圧観(巻) :中国の官吏登用試験の答案を「巻」といい、最優秀のものを

一番上に載せた故事から、転じて、書物や演芸などの中で最

もすぐれた部分を指して「圧巻」という。

頭(首)をかしげる:「かしげる」は「傾げる」。「かしげる」のは「頭」ではなく「首」。

弓矢(弓)を引く:引くのは「弓」だけである。

口車(裏)を合わせる:言うことが違わないように、何人かが予め示し合わせること。

「口車」は口先だけでたくみに言いまわして人をだますこと。

波紋(一石)を投じる : 池に石を投げ入れると、波紋が生じて、広がって行く。最近

又はでは、「波紋を投じる」も使われるようになった。

波紋を投じ(広げ)る

斜め(斜・しゃ)に構える :物事に気取った態度をとること。

後ろ手(後手)に回る : 相手に先を越されること。「後ろ手に回る」は、悪い事をして

手を後ろで縛られること。

鼎(の軽重)を問う:「鼎(かなえ)」は三本足の器。楚の荘王の故事から、権威者

を軽視する例えに使われる。

髪(頭)をまるめる:「丸くする」のは頭であって髪ではない。

[編集後記]

昨年末に起きた「スマトラ沖大地震」、及びそれに伴う「大津波」についての報道を聞きながら、今年のお 正月は、何とも落ち着かないうちに過ぎてしまいました。

それにしても、今のところ穏やかな暖かい日ばかり続いて、それはそれで「気味が悪い」思いです(関東大震災の周期はとうに過ぎていますので・・・)。

「環境関連法令等の動き」を掲載するようになってから早くも 6 年余りが経ちました。この間、官報を通じて、「法令の読み方」、「法令が変るときの文脈のとり方」等を学びましたので、私なりに整理して、ご紹介できたらと考えております(乞うご期待!?)。 (再生紙を使用しています)